

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月25日
【会社名】	山一電機株式会社
【英訳名】	YAMAICHI ELECTRONICS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 織田 俊司
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都大田区中馬込三丁目28番7号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 織田俊司は、当社及び連結子会社並びに持分法適用会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、財務報告に係る内部統制には、統制担当者の判断の誤りや不注意、複数の担当者による共謀等、内部統制の限界により、財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。また、当初予定していなかった企業内外の環境変化や非定型的な取引等に対応できない場合があり、それに起因する虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は平成21年3月31日を基準日として、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制の整備及び運用状況を評価した結果を踏まえ、評価対象とする業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、内部統制の整備及び運用状況の有効性について評価いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に与える影響が金額的及び質的重要性の観点から僅少な事業拠点を除くすべての事業拠点を対象とし、当社グループ12社を対象に評価を実施いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結売上高（連結会社間取引消去後）を指標にその概ね3分の2に達するまでの事業拠点を重要な事業拠点として選定いたしました。選定した事業拠点において、当社グループの事業目的に大きく係わる勘定科目である売上高、売掛金及びたな卸資産に至る業務プロセスを評価対象といたしました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価結果にもとづき、平成21年3月31日時点における、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。